

急激な負担増を避けるために 下水道条例の一部改正議案を修正可決

12月定例会
11月29日～12月15日

第4回定例会では、「狭山市空家等の適正管理に関する条例」など、12議案が市長から提出されました。議長を除く21人の議員で採決した結果、修正可決した議案第64号を除き、原案のとおり可決・同意しました。（採決の結果は4ページ）

主な議案審議

◆下水道条例の一部改正(原案)
下水道事業の健全な運営のため、公共下水道料金を値上げするもの

Q 平成30年度から33年度までの平均改定率を18・32%に設定した理由は。

A 4年間の維持管理費と減価償却費、資本費の90%を賄うため、平均改定率を18・32%とした。

Q 各世帯や企業などの大口使用者への料金改定の周知方法は。

A 狭山市公式ホームページや上下水道お客様サービスセンターのホームページ、

広報さやま2月号へ掲載し、2月・3月の検針時には、下水道使用料改定のお知らせをすべての下水道使用者に配布する。

Q 1人世帯の場合と4人世帯の場合の2か月間の料金の試算額は。

A 1人世帯で2か月間に16立方メートル使用した場合、現行料金では1千296円だが、改定後の料金は1千503円で、207円の増額となる。

Q 4人世帯で2か月間に50立方メートル使用した場合、現行料金では3千672円だが、改定後は4千417円で、745円の増額となる。1人当たりでは約190円の増額である。

議案の修正ってなに？
議案の内容に対し、議員(委員)は必要に応じて議案を修正することができます。議案の修正を行う場合、その議案の目的の範囲内において、修正案を添えた「修正動議」を提出することになります。

◆下水道条例の一部改正(修正案)
激変緩和措置のため、30年度に限り増加額を原案の半分程度にするもの

Q 原案と修正案を比較した場合、30年度から33年度までの4年間の平均改定率ほどの程度になり、減収額はどれぐらいか。

A 修正案では平均改定率は15・96%となり、減収額は約1億4千万円である。



狭山市の汚水処理も行っている
新河岸川水循環センター(和光市)



廃止される智光山荘

◆空家等の適正管理条例
良好な生活環境を保全するために、空家等を適正に管理するもの

Q 県内他市の同様の条例の制定状況は。

A 基本的な施策は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」)で規定されたため、既存の条例を廃止・改正した市が複数ある。

また、5市が新規条例を制定した。空家特措法が全面施行された後も条例を保有している市は、法にはない独自の規定を条例で設けているところが多い。

Q 他市の条例についての調査・研究内容は。

A 各市の規定を比較し、その設置目的や背景を整理した。適正に管理されていない空き家の所有者などを公表するという規定は、空家特措法に罰則が設けられたことにより、ほとんどの市でなくなった。



Q 空き家とはどのような状態を指すのか。また、空家特措法に規定される特定空き家の市内での現状は。

A 市内全域のすべての戸建て住宅を対象とし、ポストに投函物が大量にたまって

いるなど複数の基準を設け、空き家の可能性が高い建物や市民からの情報、水道の使用実績、職員の現地調査の結果を合わせ、29年10月末時点で約360件の空き家があるが、今すぐ倒壊の恐れがある特定空き家はないと認識している。

Q 固定資産税などの住宅用地特例に関する措置はどのようになるのか。

A 市長が所有者などに対して勧告を行った場合、地

方税法第349条の3の2第1項(住宅用地の特例)の規定に基づき、適用されなくなる。

◆勤労福祉センター・智光山荘の廃止条例

Q それぞれ設置条例があるにもかかわらず、一括して廃止しようとする理由は。

A 二つの施設は設置目的が同様であり、廃止の提案理由も、施設の老朽化、利用者の減少などから廃止するという同一の理由であるため、一括での提案とした。

Q 廃止理由にある施設の老朽化や利用者の減少の具体的な内容は。

A 継続するには、勤労福祉センターは屋上防水工事や外壁工事が、智光山荘はボイラーの取替工事などが必要。また、両施設の利用者からは、洋式トイレやエレベーターの設置などの要望があるが、利用者のニーズに十分に答えられていない状況である。

Q 2施設がなくなり、市内では研修や集会などの会場が減少するが、影響は。

A 勤労福祉センターは、企業研修などで活用されているが、このような研修は産業労働センターに集約が可能と考えている。また、智光山荘のような宿泊施設は、市内にも民間の施設が複数存在しており、そちらを利用していたきたい。

◆智光山公園の指定管理者の指定

Q 現指定管理者が指定管



智光山公園のテニスコート

Q 市有地を個人が占有してしまっ原因は。

A 旧柏原幼稚園建設当時は、敷地の位置関係を容易に把握できるような建物や塀などが存在せず、比較的近い位置に二つの境界石が存在したため、本来の境界石の位置を取り違えた可能性が考えられる。

◆和解について
市有地の一部を個人が占有していたことの和解

Q 和解にあたり、どのような対応をとってきたのか。

A 相手方へ直接事実を伝え、丁寧な説明を行い、協議を重ね、納得いただいた中で和